

# 長野県市町村合併支援プラン

平成 15 年 1 月 9 日策定

平成 17 年 2 月 22 日改正

## 第 1 趣旨

市町村合併は、地域の将来のあり方を決める極めて重要な課題であり、慎重に検討されるべきものです。検討に当たっては、単に行財政の効率化のみを狙いとして合併を議論するのではなく、合併のプラス面、マイナス面をはじめ、現在の財政状況や合併後の中長期的な財政予測、合併後のサービス・負担の水準、合併により目指す地域の将来像など、住民が判断に必要となるあらゆる情報を提供することが重要です。

また、合併後のまちづくりについても、箱物などのハード整備中心の考え方からソフト重視の考え方に比重を移し、地域の特色や活力を維持していくために必要なソフト施策のあり方などについて、具体的な検討を十分に行う必要があります。

こうした議論・検討を尽くし、最終的に住民の意向を確認し、それを踏まえて自主的な合併を進めていく市町村については、県としてもその取組を尊重し、必要な支援に努めていきます。

現在、合併論議が一般論から個別具体的な検討段階に進んでいる市町村が増加していることを踏まえ、今回市町村合併への取り組みに対する県としての支援策を示すことにしました。

## 第 2 対象地域

市町村合併重点支援地域に指定した市町村及び合併した市町村

### 第3 支援内容

#### 1 市町村への情報提供・助言

##### (1) 市町村建設計画・財政計画の作成支援

合併後のまちづくりのマスタープランである市町村建設計画の作成や合併市町村の財政計画の作成について、必要な情報提供や助言を行います。

##### (2) 第三セクター等の経営合理化等に対する相談

合併の障害となりうる第三セクター等の経営改善や合理化策について、市町村からの相談に応じ、関係各課がチームを編成し、情報提供や助言を行います。

##### (3) 合併協議会実務連絡会議の開催

法定及び任意の合併協議会事務局どうしの意見交換の場を設置し、合併協議会が円滑に運営できるように努めます。

#### 2 人的支援

##### (1) 合併協議会への県職員の参加

法定又は任意の合併協議会が設置された場合、合併関係市町村からの要請に応じ、オブザーバーとして県職員が参加します。

##### (2) 県と市町村の職員の相互交流と人材育成

新たな「県と市町村の人事交流制度」を活かし、県と市町村の職員の多様な交流を進める中で、必要に応じ合併協議会の設置、市制移行による事務移譲等にも対応します。また併せて、県・市町村相互の人材育成を図ります。

#### 3 行財政に関する支援

##### (1) 市となるべき要件及び町となるべき要件の見直し

社会経済情勢の変化を踏まえ、市となるために普通公共団体が備えるべき要件（法定要件を除く。）及び町となるために普通地方公共団体が備えるべき要件を見直します。

##### (2) 分権型合併を検討する市町村への協力

分権型合併の仕組みづくりについて具体的に検討する市町村の要請に応じて、当該研究に協力します。この研究の状況・結果は逐次各地域に情報提供を行います。

### (3) 一部事務組合等の再編支援

合併に伴う一部事務組合等の再編が円滑に行われるよう、適切な助言を行います。

### (4) 条例・規則等の整備支援

合併に伴う条例・規則等の整備が円滑に行われるよう、適切な助言を行います。

### (5) 公共的団体の統合等に関する相談

合併に伴い、社会福祉協議会、商工会議所、商工会などの公共的な団体が統合を行う場合には、必要な助言や情報提供を行います。

### (6) 市町村合併特例交付金によるまちづくり支援(平成17年3月31日までに合併申請した市町村に限る。)

まちづくりを行うに当たり、合併にともない懸念される事項の解消に資する事業に対して、交付金を交付します。この場合、地域の特色や活力を維持していくために必要なソフト施策をできるだけ優先します。

## 4 権限移譲

地方分権を推進し、合併市町村が担いうる状況に応じて、主体的・自立的な地域づくりに取り組めるよう、合併市町村の意向を踏まえて協議を行い、県からの権限移譲を積極的に推進します。

なお、権限移譲に当たっては、移譲を受けた合併市町村が支障なく当該事務の処理に取り組めるよう、県としても必要な体制整備等について、助言や協力を行います。

## 5 国の市町村合併支援プランの活用

国の市町村合併支援プランを有効に活用できるよう専門的・技術的な助言を行うとともに、国等関係機関との連携により円滑な事業実施が図られるよう努めます。

## 6 その他

### (1) 県が設定する圏域、現地機関の所管区域及び高校の通学区域等の見直し

市町村の合併が、県が策定する各種計画における圏域や現地機関の所管区域あるいは県立高等学校の通学区域等を越えて行われる場合には、その区域の見直しを検討するとともに、適切な措置を講じます。

## (2) 各種計画策定等に対する支援

合併に伴い、合併市町村が介護保険事業計画などの各種計画の策定・見直しを行う場合には、必要な助言や情報提供を行います。

## 第4 支援体制

各部局・現地機関の連携を図り、市町村合併を進める上で必要となるさまざまな情報を幅広く提供するとともに、相談や要請に応じます。このために市町村課まちづくり支援室を総合窓口にするるとともに、各部局や現地機関に相談窓口を設けます。(別記)

## 第5 今後の取組

今後とも、自主的な合併を進める市町村の要望や各種制度変更等を踏まえながら、必要に応じて支援内容について検討するとともに、きめ細かな対応に努めます。

また、市町村建設計画に位置付けられた県事業については、計画的な実施に努め、合併市町村のまちづくりを支援します。

(別記)

**市町村合併相談窓口**

**【総合窓口】**総務部市町村課まちづくり支援室

電話026-235-7139(直通)  
026-232-0111(代表)  
(内線 2126、2127)  
FAX026-232-2557  
Email:machizukuri@pref.nagano.jp

**【各部局の相談窓口】**

部 局 名	担 当 窓 口	連 絡 先
危機管理室	危機管理・消防防災課	電話026-235-7182(直通)
企画局	ユマニテ・人間尊重課	電話026-235-7011(直通)
社会部	厚生課	電話026-235-7093(直通)
衛生部	医務課	電話026-235-7142(直通)
生活環境部	地球環境課	電話026-235-7169(直通)
商工部	産業政策課	電話026-235-7192(直通)
農政部	農政課	電話026-235-7213(直通)
林務部	林政課	電話026-235-7262(直通)
土木部	監理課技術管理室	電話026-235-7294(直通)
住宅部	建築管理課	電話026-235-7332(直通)
教育委員会事務局	教育振興課	電話026-235-7423(直通)

**【現地機関の相談窓口】**

地 方 事 務 所 名	担 当 窓 口	連 絡 先
佐久地方事務所	総務課	電話0267-63-3132(直通)
上小地方事務所	総務課	電話0268-25-7112(直通)
諏訪地方事務所	総務課	電話0266-57-2901(直通)
上伊那地方事務所	総務課	電話0265-76-6801(直通)
下伊那地方事務所	総務課	電話0265-53-0401(直通)
木曾地方事務所	総務課	電話0264-25-2212(直通)
松本地方事務所	総務課	電話0263-40-1902(直通)
北安曇地方事務所	総務課	電話0261-23-6501(直通)
長野地方事務所	総務課	電話026-234-9501(直通)
北信地方事務所	総務課	電話0269-23-0201(直通)